

公 告

「災害時における河川災害応急復旧に関する協定【電気設備】」の公募について

次の通り協定締結を希望する関係業者を公募します。

協定締結を希望する者は下記の公募説明書により技術資料を作成し提出願います。

なお、本協定の公募は工事発注ではありませんので、現場説明資料の送付及び入札は行いません。

令和4年1月28日

国土交通省関東地方整備局

霞ヶ浦河川事務所長

小櫃 基住

記

1. 協定の目的

霞ヶ浦河川事務所の管理する河川施設等において発生した災害の応急復旧について、速やかに対応することを目的とします。

2. 協定の内容

- (1) 協定書（案） 別冊のとおり
- (2) 協定区間等 別紙「霞ヶ浦河川事務所管理区間」のとおり
- (3) 協定期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日
- (4) 協定内容 本協定で想定している応急復旧に関する作業は、電気設備関係（高圧電気設備、低圧電気設備、発電設備、無停電電源設備、直流電源設備）の応急復旧等を想定している。

3. 申請書類

- (1) 申請書 電気様式－1
 - (2) 技術資料 電気様式－2、3
- 注) 技術資料は令和4年1月28日現在で作成する事。

4. 申請者の条件

関東地方整備局における一般競争参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件すべて満足する者としします。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条および第71条の規定に該当しない者であること。

- (2) 次に掲げるいずれかの資格を有している者であること。
- ①関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和03・04年度一般競争（指名競争）参加資格のうち「電気設備工事」または「受変電設備工事」に認定されている者であること。（会社更生法「平成14年法律第154号」に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法「平成11年法律第225号」に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争「指名競争」参加資格の再認定を受けていること。）
- ②国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供のA、B、C又はD等級に各付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（令和04・05・06年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）のうち「役務の提供等」に申請を行い受理され、令和4年4月1日に認定がなされる者であること。）
- なお、「競争参加資格者の資格に関する公示」（令和3年3月31日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされているもの（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 関東地方整備局管内において、建設業法に基づく本社・本店又は支店・営業所を有すること。
- (5) 災害協定に基づき施工業者等と請負契約を取り交わす時点において、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していること。また、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。
- なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があるが、いずれの方式でも良い。
- ただし、当該災害協定を締結する時点においては、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としない。
- (6) 平成19年度以降に元請けとして完了又は完成し、引渡が完了した下記に掲げる同種業務又は同種工事等への従事経験を有するもの
- 1) 下記記載のいずれかの設備における保守又は点検業務
 - 2) 下記記載のいずれかの設備における新設又は改修工事
 - 3) 下記記載のいずれかの設備における製造又は購入
 - ・高圧（又は特別高圧）受変電設備
 - ・発電発電機（自動起動方式）を含む電気設備
 - ・無停電電源設備（常時インバータ方式に限る）
- ※令和3年度完成・引渡し完了予定業務又は工事等を含む
- (7) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事で、電気設備工事または受

変電設備工事における平成31年4月1日から令和3年3月31日までの工事成績評定点の平均点が60点未満で無い事。

- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 緊急時に技術者や作業員等が出動できる体制がとれること。

5. 技術審査

(1) 技術資料の作成及び技術審査は以下の通りとする。

評価項目	審査基準	欠格要件
1) 協定に基づく出動要請を行った場合の技術者出動の可否 (電気様式-2)	次に掲げるいずれかの者を配置できること。 ① 建設業法第7条2項イ・ロ・ハで定める者 イにあつては電気工学、電気通信工学に限る。 ハにあつては以下に限る。 ・技術士(電気電子部門、建設部門) ・技術士(総合技術監理部門(選択科目「電気電子」または「建設」)) ・1級又は2級電気工事施工管理技士 ② 平成19年4月1日以降に元請けとして完了又は完成し、引渡しが完了した下記に掲げる同種業務又は同種工事への従事経験を有する技術者を配置できること。 ・「電気通信設備」の保守業務又は点検業務 ・「電気通信設備」の新設工事又は改修工事 ・「電気通信設備」の購入又は製造 ※令和3年度完成・引渡し完了予定業務又は工事等を含む ※保守(又は点検)業務においては、点検結果に対する技術的所見の作成を含む業務であること。	資格等の保有者を確保できない場合
2) 協定に基づく出動要請を行った場合の作業員出動の可否 (電気様式-2)	作業員の有無(協力会社含む※1)	作業員を確保できない場合
3) 保守業務、点検業務又は工事の施工実績 (電気様式-2)	平成19年4月1日以降に元請けとして完了又は完成し、引渡しが完了した下記に掲げる同種業務又は同種工事等の施工実績を有するもの 1) 下記記載のいずれかの設備における保守又は点検業務	施工実績が無い場合

	2) 下記記載のいずれかの設備における新設又は改修工事 3) 下記記載のいずれかの設備における製造又は購入 ・高圧（又は特別高圧）受変電設備 ・発動発電機（自動起動方式）を含む電気設備 ・無停電電源設備（常時インバータ方式に限る） ※令和3年度完成・引渡し完了予定業務又は工事等を含む	
4) 過去2年間の工事成績評定点の平均点（※2）	関東地方整備局（港湾空港関係を除く）発注工事の平成31年4月1日から令和3年3月31日まで完成した工事の工事成績評定点の平均点	平均点が60点未満の場合

注) 各様式の注意事項を熟読し、必要な資料を添付する事。

※1 作業員の配備に関して、自社社員であることを証する書面の写し、または協力会社との協定、または契約等の写しを添付すること。

※2 4.(2)①で申請した場合。(4.(2)②で申請した場合は対象外)

6. 申請書等の提出

(1) 提出期間および受付時間

令和4年1月28日(金)～令和4年2月18日(金)

8:30～17:15（土曜日、日曜日、祝日を除く毎日）

(2) 提出場所

〒311-2424 茨城県潮来市潮来3510

国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所 管理課

(3) 提出部数

1部（袋とじ、割印）、紙によるもの

(4) 提出方法

提出方法は、郵送の場合は書留郵便等の配達記録が残るものに限ります。また、持参による場合は(1)の受付時間内に限ります。なお、電送（ファクシミリ等）、電子メール等によるものは、受け付けません。

7. 問い合わせ

(1) 問い合わせ期間

公告の日から令和4年2月15日(水)

8:30～17:15（土曜日、日曜日、祝日を除く毎日）

(2) 問い合わせ先

〒311-2424 茨城県潮来市潮来3510

国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所 管理課

TEL 0299-63-2418（直通）

(3) 問い合わせの方法

文書（FAX可）による問い合わせのみを受け付け、回答についても文書（FAXの場合あり）にて行います。口頭・電話、メールでの問い合わせは受け付けません。

8. 選定・締結等

- (1) 申請書、技術資料を審査の上、協定締結者を決定します。
- (2) 協定締結者については令和4年3月11日(金)までに郵送にて通知します。

9. 非締結に関する事項

- (1) 申請書、技術資料を提出した者のうち、協定を締結しなかった者に対しては締結しなかった理由（非締結理由）を霞ヶ浦河川事務所長より書面にて通知します。
- (2) (1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日、祝日を除く）以内に、書面により霞ヶ浦河川事務所長に対して非締結理由の説明を求める事が出来ます。
- (3) (2)の書面の受付窓口、受付時間は次の通りです。
 - ・受付場所：国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所 管理課
〒311-2424 茨城県潮来市潮来3510
TEL 0299-63-2418（直通）
FAX 0299-63-2498
 - ・受付時間：8：30～17：15（土曜日、日曜日、祝日を除く毎日）
- (4) (2)の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。
- (5) (2)の非締結理由について説明を求められたときは、説明を求める最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内に書面により回答します。

10. その他

- (1) 申請書、技術資料の作成等に要する費用は、提出者の負担とします。
- (2) 本公告、協定書（案）、協定区間、申請書および技術資料の印刷物による請求には応じません。
- (3) 提出する申請書、技術資料は、当目的以外には使用することはありません。
- (4) 提出された申請書、技術資料は返却しません。なお、差し替え等につきましても応じません。
- (5) 技術資料に虚偽の記載をしたものは、技術審査の対象としないと共に、協定締結後は協定を無効とします。
- (6) 本公告、協定書（案）、協定区間、申請書および技術資料については、下記に示す当事務所のホームページ及び当事務所閲覧室にて閲覧が可能です。
 - ◆霞ヶ浦河川事務所ホームページアドレス <http://www.ktr.mlit.go.jp/kasumi/>

◆ 掲示・閲覧場所、期間および閲覧時間

【掲示・閲覧場所】

- ・ 国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所 1階総務課前掲示板及び閲覧室
(茨城県潮来市潮来3510)

【閲覧期間および時間】

上記、掲示・閲覧場所とも下記の通り

令和4年1月28日(金)～令和4年2月17日(木)

8:30～17:15までの間(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日)

以 上

霞ヶ浦河川事務所 管理区間

